

## 本日の会議に付した事件

平成29年第1回山元町議会定例会(第5日目)

平成29年3月24日(金)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第11号 平成28年度(債務)(仮称)山下地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約について
- 日程第 3 議案第12号 平成28年度(債務)(仮称)坂元地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約について
- 日程第 4 議案第13号 平成28年度(債務)地域交流センター防災備蓄品購入事業に係る物品購入契約について
- 日程第 5 議案第16号 平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第17号 平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第18号 平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第19号 平成28年度山元町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第20号 平成28年度山元町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 5号 山元町駅前広場条例(委員長報告)
- 日程第11 議案第 6号 山元町町営住宅基金条例(委員長報告)
- 日程第12 議案第21号 平成29年度山元町一般会計予算(委員長報告)
- 日程第13 議案第22号 平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第14 議案第23号 平成29年度山元町後期高齢医療特別会計予算(委員長報告)
- 日程第15 議案第24号 平成29年度山元町介護保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第16 議案第25号 平成29年度山元町水道事業会計予算(委員長報告)
- 日程第17 議案第26号 平成29年度山元町下水道事業会計予算(委員長報告)
- 日程第18 議案第27号 平成26年度債務負担行為請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について
- 日程第19 議案第28号 土地の取得について
- 日程第20 議案第29号 土地の取得について
- 日程第21 議案第30号 土地の取得について
- 日程第22 委発第 1号 保育所の早期建設についての決議
- 日程第23 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第25 委員会審査期限延期の件

---

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君)ただいまから、平成29年第1回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

報道機関朝日テレビから取材の申し入れがあり、テレビカメラの撮影取材等を許可い

たしております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

---

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、7番菊地康彦君、8番大和晴美君を指名します。

---

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

委員会提出議案の受理。委員会から委発1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案の受理。町長から議案等5件が追加送付され、これを受理したのでその写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出。各常任委員会委員長から閉会中の調査報告書が各常任委員会の委員長及び予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書と、総務民生常任委員会委員長から委員会審査期限延期要求書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果の報告。議員派遣結果の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

一部事務組合等議会の報告。一部事務組合等議会の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第2．議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第11号平成28年度（債務）（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料No.9に基づき説明いたしますのでよろしくお願いたします。

初めに、提案理由でございますが、（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1．契約の目的。平成28年度（債務）（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業。

2．契約の方法。指名競争入札。指名業者数7社でございます。

3．契約金額。一金2,214万円。落札率は61.81パーセント。

4．契約の相手方。亘理町の株式会社渡辺太陽堂。

5．納品場所。（仮称）山下地区地域交流センター。

6．納入品目。事務用品類として座布団等5種類51点を、また什器類として椅子9

種類 808 点ほか記載のとおり、合計 48 種類 1, 179 点になります。

7. 納品期限。平成 29 年 8 月 31 日。

以上、議案第 11 号の説明といたします。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

12 番青田和夫君の質疑を許します。

12 番（青田和夫君）はい、議長。今、指名競争入札で契約方法は説明がありましたけれども、7 社ということで、内訳をちょっと教えていただけますか。それ 1 点だけです。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず 1 社目、日建リース工業株式会社仙台支店。2 社目、有限会社鈴や。3 社目、有限会社エス・ビー・エス。4 社目、株式会社第一事務機商会。5 社目、株式会社渡辺太陽堂。6 社目、有限会社ショージ。7 社目、株式会社オオエダ商会でございます。以上になります。

12 番（青田和夫君）はい、議長。落札額を教えてください。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

先ほどと順番が若干入れかわりになるかもしれませんが、有限会社鈴や 3, 700 万円でございます。飛びまして、第一事務機商会 2, 574 万 3, 000 円でございます。株式会社渡辺太陽堂 2, 050 万円でございます。今申し上げましたのは、いずれも消費税抜きでございます。

なお、今申し上げていない業者、残り 4 社につきましては辞退でございます。

以上になります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。お尋ねしますが、落札率が 61.81 パーセントということで、多分予算は建設物価版に基づいて算定されたと思うんですが、非常に、もちろん建設なんかと比べますと 90 パーセント台からくると非常に低い落札率と。安くあれしたのはいいと思うんですが、問題は 8 月末の納品ということですが、いわゆる相当品ということで類似商品という形での入札だろうと思うんですね。したがって、性能が十分満たされているかどうか。表面上の形だけではなくて、サイズだけではなくて性能、物質、その他のチェックというものをどんなふうにする予定なのか、ちょっとお尋ねしたい。これは入ってからの話ですけれどもね。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、同等品の扱い、基本的な考え方を申し上げまして、その後に、実際に納品に関して、それが今議員ご指摘のようなしっかりとした納品ができるかという審査を踏まえるわけなんですけれども、まず最初に考え方を申し上げたいと思います。

例えば、機能、性能、規格、こういったものが必要最低限、町で示したものと同等であること。そしてまた、同一の需要を満たすというところです。最後に、こちらが指定した物品以上の定価のものであること。この 3 つのポイントを押さえながら同等品の判断をしてございます。

それで、実際に物を納品するということの段階におきましても、実際にそのものを現に直に確認をしながら、こちらで指定したものに齟齬がないような、そういったっか

りとした納品に努めて、その段階でも改めて努めていきたいと考えてございます。

以上になります。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。多分、しっかりと検査はされると思うんですが、1 点、制度を確認しますが、物性テストなんていうものは抜き取りというか、そういうことをされる予定があるのかどうかね。目視だけじゃなくて、例えば、縦横寸法、あるいは木材を使っているとか、木材だって鉄鋼だって物性の強度といたしますか、そういったものは当然目視ではできないと思うんですが、そういうことをおやりになるのかどうか。確認で。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、その物品が同等品以上というくくりの中で、まずカタログに規格なり材質なり、そういったものの表示がございますので、書類上の審査をまず当然やります。その上で、今議員ご指摘のとおり、実際に物が入ってきたときに、そういった実際のものの形状あるいは材質、そういったところも踏まえながら物を確認しながら、納品に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。最後の質問をしますが、それぞれ商品によって違うと思うんですが、保証期間とかそれぞれきちんとついていると思うんですが、主なものについてちょっと、一番子供たちが使うようなもので、参考までに何点かお示しいただければと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

物の保証という意味合いでは、こちらで示している仕様なり契約の中では、基本的に1 年間という必要最低限の期間の中で契約締結をする予定でございます。ただ、実際に瑕疵物件というものも心配されるわけで、そういったものに関しては、実際にその瑕疵を気づいたときから1 年以内に納品業者に請求することによって交換もしくは補修をさせるというところでの物の対応をしていきたいと考えてございます。

以上になります。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろ基準に従って、実際にお使いになる町民あるいは支所といたしますか交流センターのほうで支障のないように、ひとつ満足のいくような納品をしていただくということをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。確認なんですが、ステージ関係6 種類というのは何々か、示していただきたいと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

こちらは移動用ステージということで、実際には作りづきのステージがございませんで、まず場所については研修ホールでございます。一番大きいところ。そこには、作りづきのステージがございませんで、仮設でステージを組み合わせるといふか、移動して設置をすると。その場面場面で、その利用に応じた形での設置を考えてございます。そういった移動用ステージ6 点でございます。

以上になります。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺、移動用ステージに対してのチェックというのは大丈夫なのかどうか。先ほどの説明の中で、納入時にどうのこうのとかという、その前に審査

とかということですが、その辺は町のほうでチェックをかけると思うんですが、こういうものというのは、結構専門性の高いものかなというふうに思われるわけで、その点、大丈夫なのかどうかを確認したいと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

物の検収責任については、買い手である町がその責任を担うわけですから、町が責任を持ってその安全性も含めて全て確認をするという形でご理解いただきたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その際の専門性というか、求められると思うんですが、素人かわからないけれども、それに耐えられるようなものを町として持っているのかどうかというものの確認です。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。その部分に関しては、実際にその納品、協議の中で改めて確認をさせていただきますが、今、たまたま建築営繕室には建築職員の方々が8名以下いらっしゃるというふうな現状がございまして、そういった専門的な知識、経験をこういった場面でも十分に生かさせていただいて、十分な納品であるという確認作業を、要は町全体でやっていきたいと考えてございます。

以上になります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第11号平成28年度（債務）（仮称）山下地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。それでは、議案第12号平成28年度（債務）（仮称）坂元地区地域交流センター備品購入事業の物品購入契約についてをご説明申し上げます。

物品購入の契約につきましては、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、お手元に配布いたしております議案の概要により説明させていただきます。議案概要No.10をお開きいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、本案件は（仮称）坂元地区地域交流センター備品購入に係る

契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するもので提案するものであります。

項目、内容の順に説明申し上げます。

契約の目的は、(仮称)坂元地区地域交流センター備品購入事業であります。

契約の方法は指名競争入札で、指名業者7社でございます。

契約金額は、一金1,272万2,400円でございます。消費税を含みます。落札率は56.92パーセントでございます。

契約の相手方は、亙理町所在の株式会社渡辺太陽堂でございます。

納品の場所は、(仮称)坂元地区地域交流センターです。

納入品目は、事務用品類、座布団等3種類60点。什器類、椅子7種類526点ほか記載のとおりでございます。合計45種類841点でございます。

納入期限は、平成29年6月30日でございます。

以上が、議案第12号平成28年度(債務)(仮称)坂元地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約についての説明になります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

---

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番(青田和夫君)はい、議長。議案11号と同じように、応札と金額を教えてください。

生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。お答え申し上げます。入札参加業者は7社で、4社応札、3社辞退でございます。

1社目、有限会社鈴や1,580万円。2社目といたしまして株式会社第一事務機商会1,425万5,000円。3社目といたしまして株式会社渡辺太陽堂1,178万円。全て消費税を除く額でございます。4社目、有限会社ショージ1,336万9,849円でございます。辞退者は日建リース株式会社、もう1社は有限会社エス・ビー・エス、もう1社は株式会社オオエダ商会でございます。以上でございます。(「済みません、最後ちょっと聞き取れなかった。もう一回言って」の声あり)

株式会社オオエダでございます。

12番(青田和夫君)はい、議長。今、応札、金額等々理解しましたけれども、11号議案と同じ銘柄の商品なのかどうかお伺いします。

生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。お答えします。山下地域交流センターと同一のもの、営繕室と連携をとりまして、同一のものもございしますが、一部異なっているものもあります。

12番(青田和夫君)はい、議長。よく聞き取れなかったんですけども、銘柄は同一があって、ほかにもあると、そういうふうな理解をしたんですけども、それでいいんですか。

生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。お答えします。どの品目が同一で、どの品目が異なっているかというふうなことにしましては、ちょっと今記載をいたしておりませんでしたので、ちょっと今ここでは明確にお答えすることができません。

12番(青田和夫君)はい、議長。課長、お伺いするんですけども、この議場は本当に神聖な場所なんだよね。そこで、「お答えすることはできません。書類を持っていません」、何のためにその席に座っているんですか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。大変申しわけございません。今のお答えに対して、少々時間をいただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。何分ぐらい必要ですか。（「10分」の声あり）再開は10時35分といたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）生涯学習課長、答弁願います。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お時間をいただき大変失礼いたしました。ありがとうございます。

まず、基本的に山下地域交流センターと坂元地域交流センターと同一の機能を有する物品に関しては同一のものを納入する予定でございます。例えば、長椅子であったり、座布団であったり、机、椅子等々に関しては同一のものを納入する予定でございます。

坂元地域交流センターにつきましては、坂元支所の分もここで備品の購入を行っておりますので、一部、坂元支所に納入する椅子、机等々につきましては、山下にはないものがこちらにありますことを申し添えます。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。ご苦労様でした。

で、あと1点だけお伺いします。同一のやつで今話をされましたけれども、メンテナンスの保証は何年まで持っているんですか、これは。わかんねならいいわ、後で聞きさ行くから。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。先ほど山下地域交流センターで答えたものと同等というふうに認識いたしております。

議長（阿部 均君）今の質問はですね、保証並びにメンテナンスは何年ぐらいきちっとされているのかという質問でありますので……。

12番青田和夫君に申し上げます。後で課長のほうから答弁ということでよろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）そのようにいたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第12号平成28年度（債務）（仮称）坂元地区地域交流センター備品購入事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第13号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第13号平成28年度（債務）地域交流センター防災備蓄品購入事業に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

説明に当たりましては、配布資料No.11、議案の概要をもとにご説明申し上げますので、お手元にご準備をお願いいたします。

まず、本議案の提案理由でございますが、地域交流センター防災備蓄品購入事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目、内容の順でご説明申し上げます。

1. 契約の目的は、平成28年度（債務）地域交流センター防災備蓄品購入事業です。
2. 契約の方法は、指名競争入札で指名業者数は7社でございます。
3. 契約金額は、一金928万6,920円消費税を含みます。なお、落札率は56.87パーセントでした。
4. 契約の相手方は、山元町坂元の有限会社ショージです。
5. 納品場所は、（仮称）山下・坂元地区地域交流センターであります。
6. 購入品目ですが、防災用LED灯光器セットが30組、インバーター発電機が30組、防災用折り畳みリアカーが2台、そして避難室用の暖房器具として、山下・坂元の両センター各室ごとの室内面積に対応するストーブを、こちら記載の種類・台数を購入するものであります。参考までに、購入品目の写真を裏面に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

表に戻ります。

納品期限ですが、（仮称）坂元地区地域交流センターは平成29年6月30日、山下地区地域交流センターは8月31日でございます。

以上で議案第13号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。1点だけお伺いします。

購入品目の中でブルーヒーターが8台と10台ありますけれども、このブルーヒーターの保証のメンテナンスはどれぐらいで来ているのかお伺いします。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。まず、品物の保証につきましては、メンテナンスという位置づけではございませんけれども、まず納品された物品等につきまして不良等が生じた場合は1年間の保証がございます。1年間のまず保証がございます。あと、納品された後に、実際使っていた中で不具合等が生じてきたときにつきましては、そのようなと

ころの原因がどこにあるかにつきましては納入業者とも確認をしながら、一度納品されたものですので、そちらに不備がなければこちらのほうでの対応になろうかなというふうには考えておるところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。保証期間というのは、ヒーターの中で一番ブルーヒーターで壊れやすいところってどこかわかりますか。要するに、目詰まりを起こすんですよ、これは必ず。そうすると、部品交換だとかいろいろな形で高い部品を使うときもあるし、安い部品を使うときもある。その辺のことが聞きたくて今話をしていたところです。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃるような機械の不具合等が発生するような品目等は、私も議員の話からはお伺いさせていただいたところでございます。実際、そのような不具合が出ました場合には、やはり納品業者とあわせてメーカーのほうとのやりとりの中で対応していく部分については対応させていただくということで、それについてメンテナンスがどちらの費用負担になるかという部分に関しては、その時々での修復内容によるということでは理解しているところでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。防災ですので、前回の東日本大震災のことを鑑みながら、このようなものを発注していると思うんですけども、本当に停電の際における照明、暖房、これだけで使用可能、そしてその部分もきちんと考慮したものになっているんでしょうか。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。今回の地域交流センターに限りましては、整備に当たってその停電時の対応としましては、自家発電の機能を今回は有しているところでございます。

今回、このストーブ類で電気を使うブルーヒーターとかございますけれども、自家発電では確かに全体、館内全体を全ての電気をつけるというまでの容量は持っていないくて、各部屋ごとにこのコンセントは使える、このコンセントは使えない、この電気はつけられるというふうな仕分けをきちんとさせていただいた上で、自家発電で館内をとりあえずは運営できるというくらいの電力量を保つというような仕組みで今整備されているところではございまして、それでの最低限のとりあえずは暖房器具といたしましても部屋をカバーできるものとして、今回は整備させていただいたところではございまして、ご理解いただきたいと思います。

議長（阿部均君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部均君）これから議案第13号平成28年度（債務）地域交流センター防災備品購入事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5．議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第16号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2,409万6,000円を減額し、総額を21億1万1,000円とするものであります。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書7ページをお開き願います。

こちらは、歳出予算の補正予算事項別明細書です。

初めに、第2款保険給付費第1項療養諸費第1目一般被保険者療養給付費、こちらについてですが、こちらは後ほど歳入のほうでご説明申し上げますが、国庫支出金のうち療養給付費負担金及び財政調整交付金等の歳入増による財源内訳の変更となります。次に、同じく第2目退職被保険者等療養給付費、こちらですが、こちらは給付費の実績に伴い927万9,000円を増額補正するものであります。次に、同じく第3目一般被保険者療養費、こちらについても、先ほどの第1目の療養給付費同様、国庫支出金の歳入増による財源内訳の変更となっております。

次に、第2款第2項高額療養費及び、次の7ページの最後になります。第3款の後期高齢者支援金等、あと続きまして次のページ、8ページに入りまして、第6款介護納付金、こちらの3款ともについてですが、こちらにつきましても国庫支出金のうち療養給付費負担金と財政調整交付金の歳入増による財源内訳の変更となっております。同じ理由となります。

次に、第7款共同事業交付金、こちらについてですが、合計で3,967万5,000円減額しております。こちらにつきましても、宮城県の国民健康保険団体連合会からの確定通知を受け減額補正するものであります。

次に、第9款基金積立金につきましても、財政調整基金の利子6,000円を増額補正するものでありまして、次の第11款諸支出金につきましても、こちらは平成26年度並びに平成28年度の特別調整交付金の返還金629万4,000円を増額補正するものであります。

以上が歳出予算の内容であります。

それでは、次に歳入予算の……、済みません、私、今の11款の諸支出金のところで読み間違えた部分がございます、説明欄なんです、こちら平成26年度並びに「平成23年度」が正しいです。私、「平成28年度」と申し上げたということで申しわけございません。平成26年度と平成23年度の特別調整交付金の返還金が629万4,000円と減額補正となっております。訂正させていただきます。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは、歳入予算の補正予算事項別明細書です。

それでは、初めに第3款国庫支出金です。こちらにつきましては、各種国庫負担金及び国庫補助金の額の確定に伴い増額するものでありまして、第1項国庫負担金で合計で2,302万1,000円の増額。同じく第3款第2項国庫補助金で合わせて4,370万5,000円を増額するものであります。

次の第6款県支出金で132万4,000円の増額及び第7款共同事業交付金については、合計で1,542万7,000円の減額となっております。こちらはいずれも宮城県国民健康保険団体連合会からの確定通知を受け増減額補正するものであります。

次の6ページに入ります。第8款財産収入については、財政調整基金の利子6,000円を増額するものでありまして、次の第9款繰入金、こちらについては、合わせて7,672万5,000円を減額しております。こちら繰入金の第1目基金繰入金については、今回の補正の最終的な財源調整の結果6,800万9,000円の基金の取り崩しを減額しておりまして、第2目一般会計繰入金については、合計で871万6,000円を減額しているものであります。

以上が今回の補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。8ページの一番下なんですが、返還金、還付金ですか、平成26年、平成23年の特別調整交付金の返還金、この内訳というか理由について、どのような理由で返還したものかお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質疑にお答えいたします。

こちらいずれもこの東日本大震災絡みの交付金の返還となっております。内容に関しましては、保険税の免除であったり、一部負担金の免除であったり、その分の返還となっております。

この返還については自主返還となっております。再点検をした結果、返還する額が出てきたということで、平成23年と平成26年、この2年分を合わせて返還するというものになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。自主返還という表現でしたが、被災者に免除した分が、被災者のほうから「いや、私、その対象になっていません」ということでお返しされたという意味で捉えていいんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質疑にお答えします。

被保険者の方のご負担には一切影響ございませんで、それを取りまとめた結果、補助金、交付金、こちらは交付金ですが、あともう1つ補助金もあるんですが、その申請の段階でこちらのほうで再計算をしたということになります。被保険者の方々には一切、もう一度いただいたりお返しする分はございません。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、通常あるものではないですよねということの確認。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質疑にお答えします。

これは特例な部分の東日本大震災による財政負担増による分の交付金でございますので、通常はないものと認識しております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。6ページの繰入金の一般財政調整基金取り崩し減の際の説明では、最終的な財源調整ということで減にしたということなんですが、その上の特別調整交付金増、5ページの真ん中ですね。国庫支出金、国庫補助金の中の特別調整交付金で7,400万円ほど増になっているこの絡みかとも思うんですが、最終的に国の支援分、とりわけこの特別調整交付金、これが最終の額と受けとめていいのかどうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質疑にお答えいたします。

ご指摘のとおりの内容でございまして、基金の取り崩し減は、こちら5ページの中段の、予定していなかったこの特別調整交付金の増によるものでございまして、こちら、まず現段階で確定している部分が、あくまでもこの説明欄にあります7,439万1,000円となつてございまして、現在試算の段階では、済みません、こちらは推計値なんです。こちら最終的には9,300万円ほどになるかというふうにこちらのほうでは見込んである数字がございまして。以上でございまして。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の9,300万円というのはもうなっていると思うんだけど、7,400万円ふえて最終的に9,400万円。これが最終の結果、姿なのかなというふうな受けとめで改めて聞いているんですが、さらにはないのかという。というのは、国の支援金というのはこれで全て完了かということの確認なんです。もしかすると、5月くらいまでまたこれがあつたとか何かつてというような形で、そして、これは非常にいいことなんでしょうけども、減らされるんじゃなくてふやされるということではいばね。その辺、この間の流れからいくとあり得る話かなということの確認なんです。いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質疑にお答えします。

現段階でこの9,300万円が最高の額だというふうな見込みで算出しておりますので、その100万円、1,000万円単位での増減はないかというふうには見込んでございまして。以上でございまして。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。余りその額でなくて、国の支援金も2つ、財政安定化という部分とあと1,700億円という、国からね。それがもう最終の額で決定したのかどうかということの確認、改めて。

国の支援金と言われているのがもう最終、もう満額回答でいただいたということになっているのかどうかという点です。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質疑にお答えします。

同じような回答になってしまうかもしれませんが、まず現段階で国から確定とされているこの7,400万円。そのうち、またちょっと若干動くだろうと思われる部分が若干ございまして、それを含めると9,300万円からと。全て、ここの部分、3款の中段は国から来る特別調整交付金ですので、この財政調整交付金の交付については、現段階では9,300万円というふうな見込みでございまして。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第16号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6．議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第17号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

こちら、まず今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1,442万5,000円を減額し、総額を1億4,879万5,000円とするものであります。

それでは、こちら後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書5ページをお開き願います。

こちらは、歳入予算の補正予算事項別明細書です。

初めに、第1款です。後期高齢者医療保険料についてですが、今年度の保険料の算定結果の最終的な調整として、合わせて1,140万2,000円を減額しております。このうち第1目特別徴収保険料については1,113万9,000円の減額、第2目普通徴収保険料については26万3,000円を減額するものであります。

次に、第3款繰入金です。第1項一般会計繰入金第2目保険基盤安定繰入金、こちらについてですが、今年度の保険料の算定結果に伴う保険料の軽減分及び被保険者、被扶養者保険料軽減分、両方軽減分なんですが、軽減分に伴う一般会計からの繰入金302万3,000円、こちらを減額するものであります。

以上が歳入予算の内容であります。

次に、歳出予算になります。

お手元の議案書、次の6ページになります。

こちらは、歳出予算の補正予算事項別明細書です。

こちら第2款後期高齢者医療広域連合納付金、こちらについてですが、こちらについては、ただいま歳入予算のほうでご説明いたしました減額となった保険料や保険料の軽減分に対する繰入金を宮城県後期高齢者広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金を1,442万5,000円を減額するものであります。

以上が今回の補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。5ページの歳入の部分なんです、一番上の特別徴収保険料の収納見込額減ということで1,100万円あげられているわけですが、この減の理由についてお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質疑にお答えいたします。

こちら、当初予算の段階では後期高齢者医療保険料の確定賦課の前の段階での推計値で県の広域連合とうちの市町村のデータをもとに県の広域連合が算定するわけですが、その見込みでまずは予算措置しております。

7月なんです、保険料の本賦課後にその年の所得状況等に応じて再計算いたしまして確定するため、このような形の補正が出てくるというふうなことになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。なぜ確認しているかという、これは大幅な減でないかと。1割以上の減となっている。見込みってどういう見込みなのかね。対象者が大幅に減ったとか、当初見込んでいた前年度よりも大幅にこの後期高齢の対象者が減ったということ、こういった予測よって大幅に減ったのかとかね。そういう具体的な要因が。だって、8,000万円に対して1,100万円だよ。大減ってる。というのは、どこかに大きなあれがなかったか。下の普通徴収の場合、2,600万円が26万円、こんな程度だったらあり得るかなというふうなことはうかがえるんだけど、上の特別徴収8,000万円当初、1,000万円も減額というのは何か別な理由があるんでないのという疑問からの確認の質疑なんです。いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質疑にお答えをいたします。

特別徴収保険料についての補正額1,000万円という額なんです、こちら算出基礎どおりでございます。まず、今ご指摘ありました被保険者の推移。あともう1点、その被保険者の所得の増減の見込みの数値も入ってございます。

要因としては、被保険者の見込みについてはさほど上下はなかったんですが、あくまでも推測になりますが、被保険者の推移が余り上下していないということは、所得の見込み、つかみ方、捉え方が若干多目に見込まれていたというふうな現象ではないかというふうに考えております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。このことについては、周りに影響を及ぼすという、及ぼすとするれば後期高齢の事務所というか、そっちのほうになるのかなと思います。その分、ですから、そっちに広域連合さ納付するのをその分下げればいいというだけの話で、この町にとってはということなんです、この予算の立て方ですね。後期高齢の場合、こういう粗い立て方でいいということであるならば、それはそれでやり方でしょうからあれなんですけれども、その辺を確認するために、これは例年、この時期になるとこのくらい大きな変化が出てくるというのは通常のことになっているのかどうかだけを確認したいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質疑にお答えします。

毎年、やはりどうしても本賦課前の数値でもって見込みで当年度当初にこちらは予算計上して行っております。市町村のデータをもとに、市町村、あと宮城県後期高齢者広域連合とともに算定をしております。

今ご指摘ありましたように、例年上下はしますが、毎年このような補正を行っておりますが、その補正額、見込みの差を十分少なくするよう今後も努めてまいりたいと考え

ております。以上でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことを言っているんだけど、例年あるんだったらばそういうことなんでしょうねという受けとめなんですということになるんですけども、それが例年とは違うと。例年はやはりこんなに出ないよということであれば、何らかの理由があるはずだと。原因・要因があるはずだと。その辺はどうなのかということの確認の意味で、通常例年はこの時期にこういった大幅な見込み違いが出てきても不思議はないと、通常のことなんですということなのか、大きな何か要因があつての結果なのか。その辺のことだけの確認です。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。例年、差異はございますが、今年度特別な事情があつての差異があつたということではなく、例年同じような差異はあるというふうなことでございます。以上でございます。

済みません、追加でご回答を。例年との比較なんですけど、今ちょっと過年度についてのデータが今手元にはございません。もしお時間いただければその辺をお持ちさせていただきたいんですが。多少な動きはその年その年であるかとは思いますが。

特別な要因があつたのかどうかという確認だけですので。（「それはない、特別な要因はないということです」の声あり）

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなか理解できない、これまでの説明では理解のできない中身に、答弁になっているということを指摘して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 17 号平成 28 年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 7. 議案第 18 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第 18 号です。平成 28 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でありますけど、歳入歳出それぞれ 24 万 4,000 円を増額して、総額を 12 億 9,629 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書6ページをお開き願います。

こちらは、歳出予算の補正予算事項別明細書です。

初めに、第1款総務費第3項介護認定費第1目介護認定調査費、こちらについてですが、こちら宮城病院地区の入居に伴うシステムの改修費24万3,000円を増額補正するものであり、次の第4款です。基金積立金につきましては、介護保険事業基金の利子を1,000円増額補正するものであります。

以上が歳出予算の内容です。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書、上の5ページになります。

こちらは、歳入予算の補正予算事項別明細書です。

それでは初めに、こちら第3款国庫支出金第2項国庫補助金、こちらについてですが、こちらにつきましては、災害臨時特例補助金の確定による増額補正でございまして48万1,000円を増額するものであります。

次の第6款財産収入については、介護保険事業基金の利子分1,000円を増額するものであります。

最後に、第7款繰入金については、合わせて23万8,000円減額しております。このうち第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果、48万1,000円の取り崩しを減額してございまして、第2目一般会計繰入金については、歳出でご説明申し上げましたシステムの改修経費に対する事務費相当分24万3,000円を増額措置しております。

以上が今回の補正予算(第3号)の内容であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤君の質疑を許します。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。5ページの7款1項繰入金、基金繰入金についてお伺いいたします。

介護保険事業基金取り崩し減48万1,000円減額されたわけですが、最終的に幾らの取り崩し減となっているのか確認します。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。

最終的な取り崩しは、こちら300……、ちょっとお待ちください。こちら計の340万8,000円となってございますが、基金残高ということでよろしかったですか。

(「340万8,000円でいいんだか、まず。基金残高まで聞く気になったから言ってける」の声あり)はい、済みません。では、基金残高、平成28年度の今回の補正後においては、現行で1億1,600万円というふうな見込みでございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。介護保険事業、その会計の中でこの基金の1億1,000万円相当というのはどの程度、どの程度と言いますか、どういう表現をしていいのか、多過ぎるのではないかという考えから確認するんですが、この1億1,000万円の基準、基金残高についてどのような受けとめをしているか確認します。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまの基金の残高の考え方についてお答えさせていただきます。

こちら、現在、介護保険は第6期計画ということの中で進めてございます。その中でこの3カ年中の基金の最終の残高が約5,000万円程度で見てございました。それにはさまざまな介護保険事業を行ってきて、結果、平成29年度末においては基金残高が5,000万円程度というふうな計画でございます。現段階では1億1,000万円ほどありまして、また、平成29年度当初取り崩しを入れても大体1億円ぐらいになってくるだろうと。

結果、平成29年度、この第6期計画の中での基金残高は最終5,000万円と計画していたものが、大体1億円ぐらいで推移しているというふうな見込みでございます。見込みをしますと5,000万円程度というふうな見込みにしていたので、現在の推移としては高目に動いております。

理由としましては、介護保険の施設の建設等、あとは介護サービスの使用状況等に応じて若干こんなふうにならざるを得ないわけですが、また、平成30年度以降、第7期計画というのが始まりまして、そこには今回ご承知のとおり、地域包括ケアシステムの構築等々、新たな事業も展開する必要がございます。それを踏まえると、決して基金1億円で多く持っているかというふうな考えではないというふうな現在の考えではございません。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この基金に示されている1億円超のその原資といいますか、これは誰のものがたまってこの額になっているのか、確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問にお答えします。

基本、一般財源となりますので、被保険者の皆様からいただいた保険料であったり、あとは一時的ですが国県補助金なり、あとは社会保険診療報酬支払基金のほうから来る交付金等の若干の年度間での調整の財源として、基金として保有しているということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。基金の性格、はっきり言わせていただければ、今、国県支出金と言いましたが、国県支出金というのは目的ですからね。そこでもらった分についてはもうほぼ100パーセント使っているという形になるんです。そういう意味ではですよ。残っているのはほとんど介護保険料がこの全てという見方、受けとめ方が正解というふうな受けとめがあるんですが、そうした場合、多く取り過ぎているというふうな表現は使えませんが、これはやはり有効に使うべきだと、考え方からしてですよ。そのことによって、その辺の考え方をしっかりと確立というか、整理、精査し、いろいろ考え方も課長かわるごとに考え方も変わるような部分も見えてくるんですが、きちっとした基本的な部分の介護保険制度とはそもそも何なのかというようなこと、そういったものを意識して、きょうは今第7期の計画にも入るということですので、そうしたところでの有効な活用を求めて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第18号平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第19号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第19号平成28年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに1ページ、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について、まず申し上げます。

1款水道事業収益1項営業収益は、消火栓負担金の維持管理費が確定したことにより、繰出基準に基づく消火栓負担金60万8,000円を増額するものです。2項営業外収益は、高料金対策補助金の積算基準の変更に伴う減額のほか、総務省通知の繰出基準に基づき、一般会計からの補助金1,650万7,000円を減額するものです。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款水道事業費2項営業外費用は、平成28年度消費税及び地方消費税納税額98万6,000円を増額するものです。3項特別損失は、一般会計と同様に、宮城病院周辺地区入居に伴う基幹系システム改修委託料として12万2,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出については、支出からご説明いたします。

1款資本的支出2項施設整備費は、東部地区農地整備水道管移設工事及び配水管改良工事にかかわる設計業務委託料及び工事請負費等の精算見込みとして9,861万7,000円を減額するものです。

続いて、収入について申し上げます。

ただいま説明しました支出に見合う財源として、まず1款資本的収入1項企業債2,630万円の減、4項国庫補助金7,317万4,000円の減、5項出資金540万8,000円を減額するものです。

最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益1,589万9,000円減額し、総額4億6,650万9,000円

とするものです。支出、第1款水道事業費110万8,000円増額し、総額4億3,261万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,504万8,000円を1億4,131万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金406万3,000円を1,221万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額728万5,000円を540万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入、第1款資本的収入1億488万2,000円減額し、総額1億787万6,000円に、支出、第1款資本的支出9,861万7,000円を減額し、総額1億2,705万5,000円とするものです。

次のページをお開きください。

第4条、予算第5条起債の目的、限度額などを記載のとおり改めるものでございます。

第5条、予算第9条中繰り入れする金額を次のように改めるものです。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

議長（阿部 均君）訂正あるんですか。

ただいまの説明の中で訂正があるという申し入れがありますので、それを許可します。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいま最初のページの支出の補正後の予算額について誤って発言してしまいましたので訂正いたします。1億2,705万5,000円と申し上げましたが、支出の段、第1款資本的支出の補正後の合計額は2億4,918万9,000円でございます。大変失礼いたしました。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第19号平成28年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第20号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第20号平成28年度山元町下水道

事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

こちら、初めに、1ページ及び2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。1款下水道事業収益2項営業外収益は、下水道変更認可業務委託料減に伴う国庫補助金の減額及び高資本費対策補助金の積算基準の変更に伴う減額のほか、総務省通知の繰出基準に基づき、一般会計からの補助金を減額し、合計で296万6,000円を減額するものです。

次に、収益的収入及び支出の支出について申し上げます。1款下水道事業費3項特別損失は、一般会計と同様に、宮城病院周辺地区入居に伴う基幹系システム改修委託料12万2,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出については、こちら、支出から申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費1目拡張事業費は、取付管工事精算見込みによる減、2目施設整備費については、公共下水道の長寿命化計画策定の委託料及び工事請負費の精算見込みによる減、以上、建設改良費として、合計1,484万円を減額するものでございます。

これに見合う収入について申し上げます。支出に見合う財源として、1款資本的収入1項企業債1,410万円を減額、4項国庫補助金では140万円を減額するものです。

次に、最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第1款下水道事業収益296万6,000円を減額し、総額6億7,393万7,000円とするものです。支出、第1款下水道事業費12万2,000円を増額し、総額5億6,614万円とするものです。

第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,545万5,000円を2億4,611万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,171万3,000円を1億1,336万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額395万5,000円を296万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入、第1款資本的収入1,550万円減額し、総額2億9,790万5,000円とするものです。支出、第1款資本的支出1,484万円を減額し、総額5億4,402万円とするものです。

次のページをお開き願います。

予算第6条に定めた起債の目的、限度額を記載のとおり改めるものでございます。

第5条、予算第10条中繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第20号平成28年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）

を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第10．議案第5号を議題とします。

本案件は、2月28日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長竹内和彦君登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。それでは、報告いたします。

山元議委発第31号委員会審査報告書。

本委員会は、平成29年2月28日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案番号、議案第5号。件名、山元町駅前広場条例。審査の結果、可決すべきもの。

議案第6号。件名、山元町町営住宅基金条例、審査の結果、可決すべきもの。

山元町議会議長 阿部 均 殿

産建教育常任委員会委員長 竹内和彦

以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第5号山元町駅前広場条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11．議案第6号を議題とします。

産建教育常任委員会委員長竹内和彦君登壇願います。

大変失礼をいたしました。6号の委員長報告が終わっておりますので、6号に対す

る委員長に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第12、議案第21号から日程第17、議案第26号までの6件を一括議題とします。

議案第21号から議案第26号までにつきましては、3月9日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので委員長から報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長岩佐孝子君登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（岩佐孝子君）はい、議長。予算審査特別委員会審査報告。

本委員会は平成29年3月9日付で付託された議案を、審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第21号平成29年度山元町一般会計予算、議案第22号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号平成29年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第25号平成29年度山元町水道事業会計予算、議案第26号平成29年度山元町下水道事業会計予算、以上6件可決すべきものであるということで審査をしております。

ただし、特に留意すべき点としまして、議案第21号においては、平成29年度山元町一般会計予算において4点を意見として付します。

1点目、義務的経費である人件費が現実と大きく食い違っているため執行部に確認した結果、早急に職員定数条例を改め、同時にそれに基づく実態に即した経費予算計上に改めるべきである。

2点目、りんごラジオの事業縮小等の検討も含め、今後に向けての継続への再考を検

討すべきである。

3点目、防災区域見直しの判断材料として行う津波シミュレーション実施・公表を早期に終了することを要望する。

4点目、山下駅前駐車場は、町民が利用しやすい月極め等を導入し、料金設定を見直すべきである。

議案第22号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算においては、基金残を活用し、被保険者の国民健康保険税を軽減すべきである。

以上の意見を付し、報告いたします。

山元町議会議長 阿部 均 殿

予算審査特別委員会委員長岩佐孝子

以上です。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

これから、議案第21号平成29年度山元町一般会計予算について討論を行います。

—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第21号平成29年度山元町一般会計予算を採決します。  
お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第22号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第22号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 23 号平成 29 年度山元町後期高齢医療特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 23 号平成 29 年度山元町後期高齢医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 24 号平成 29 年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 24 号平成 29 年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 25 号平成 29 年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 25 号平成 29 年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成29年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成29年度山元町下水道事業会計予算を採決します。お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第27号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第27号平成26年度債務負担行為 請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料No.13、議案の概要にてご説明いたしますので、お手元のほうに準備願います。

初めに、提案理由でございますが、宮城病院周辺地区市街地整備工事外請負契約において、記載のとおり一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提出するものでございます。

続いて、ご審議いただく項目及び内容の順でご説明申し上げます。

契約の目的については、平成26年度債務負担行為 請1号 宮城病院周辺地区市街地整備工事外でございます。契約金額については、原契約額30億8,577万1,980円から契約額を32億1,141万8,640円に変更するもので、増額は1億2,564万6,660円で、これらは全て消費税を含むものでございます。その結果、4.07パーセントの増額となります。

契約の相手方はフジタ・橋本店特定建設工事共同企業体でございます。

工事の場所は、山元町合戦原地内でございます。

次に、工事の概要、こちらは主に変更分でございますが、こちらの内容でございますが、今回の変更では、造成に関するものと建築に関するものがございます。

まず、造成に関しましては、ことしの2月17日に開催されました山元町全員協議会でご説明申し上げました主な変更内容と同じ項目になっておりますが、このたび精算変更が完了したことに伴い、改めてご説明させていただきます。

また、建築に関する変更内容につきましては、公営住宅の外構部に維持管理性を考慮し、敷き砂利を増嵩するものでございます。

造成に関するもの、建築に関するものと、順次説明させていただきます。

造成に関する主な変更内容としましては、5. 工事の概要、変更分に示しております造成工事における（1）から（4）、造成設計における（5）の計5項目でございます。

具体的な変更内容につきましては、次ページ以降、別添資料A3の図面等でご説明申し上げます。

まず、資料13-1 変更箇所位置図をご覧ください。

こちらの(1)から(4)までは、造成工事に関する変更箇所、(6)は建築工事に関する変更箇所を示しております。

まず、右上に示しております(1)地区外水路工の工法変更についてでございますが、次ページ資料13-2をご覧ください。左側の上側に示します断面の比較の図に示すとおり、当初は既設の水路をはつって赤色着色部を増設し、断面を拡幅する計画でございましたが、本工法では水路の一体化が難しく、一体化構造にするためには鉄筋等をはつって溶接等を必要とする増し打ち等の工程が必要となり、実際に水路を新設するより不経済であることが判明したことから、右側に示すとおり、既設の水路を撤去し、新たに新設する計画と変更したものでございます。

その結果、大型フリュームを設置する区間、こちら右下のほうに示しております364メートル区間において既設構造物を撤去、新設を新たにしたことにより、およそ4,060万円の増額となるものでございます。

続きまして、(2)上水道施設移設工に関するもので、こちら13-3の資料をご覧ください。

こちら、市街地整備に伴い、中央左側青色で着色されております既設の水槽を撤去し、中央下側、赤色で着色されております新受水槽に移設するものでございますが、こちら本受水槽の移設に伴い、管路の移設も伴うものでございますが、当初の計画では緑色で着色しました配管で中央の既設の本管、こちら青色でΦ(パイ)150と書いてあるものですが、こちらに接続する予定でございましたが、本箇所は今後、宮城病院側で増改築を行う予定の建築物と近接していることから、こちらの本管Φ150を迂回して排出する必要が生じました。そこで、赤色で示しております本図面の右側から既設本管にΦ150を設置することとしたものでございます。

その結果、本管Φ150が40.7メートル、その他Φ75が79.8メートル、Φ50が67.6メートル数量増となることにより、およそ1,382万円増額するものとなっております。

続きまして(3)情報管路の移設工に関するものでございますが、次ページ、資料13-4、情報管路の移設図をご覧ください。本変更は宮城病院新市街地東側、図面でいう中央右側のほうに、中央の上下に走る国道6号、こちら沿いの情報管路の移設に関するもので、当初は施工範囲のみ、こちら青色で着色しております268メートル区間、こちらの通信ケーブルのつけかえを想定してございましたが、国との協議により、部分的にケーブルを切断して再設置を行わず、既設の接点間、いわゆるハンドホールというものでございますが、そちらの間のつけかえが必要となったことに伴いまして、赤色で着色されております全範囲2,092メートル全て、一連の通信ケーブルをつけかえることとなったため、その結果1,824メートル数量増となり、およそ3,283万円の増額となったものでございます。

続きまして、(4)公園施設整備工に関するものについてでございますが、資料13-5公園施設整備工をご覧ください。

本変更箇所は、右上位置図、こちら宮城病院新市街地内の赤枠で示した1号公園、2

号公園に関するものでございますが、まちづくり協議会ワークショップなどの要望を反映いたしまして、1号公園については、左上の1号公園の当初計画図、こちらに示していた計画から勾配や見晴らし、接続等を考慮しまして、左下の計画変更図面に示したとおり、園路等を延長した形状にさせていただきました。また、藤棚を1カ所ふやし、その他水飲み場等を設置するなどの増嵩が含まれてございます。

また、右下2号公園に記すとおり、こちら近隣の住民の方が利用できる遊具を設置した街区公園を新たに設置することといたしております。その結果、約3,444万円の増額となったものでございます。

議案の概要にお戻り願います。

続いて、造成設計に関する(5)造成設計に関する地質調査及び地盤解析の減でございますが、造成設計において、現地調査の結果、斜面の地質調査及び地盤の安定解析、こちらの数量減に伴いまして556万円の減額となるものでございます。その結果、造成に関する増額といたしましては、合計1億1,614万3,663円、こちら概要のほうで記した額の合計となりますが、こちら参考までに、2月17日の全員協議会でご説明申し上げた増額見込額と比較しまして14万9,337円の減という形で精算した結果、そのような形の額となっております。

続きまして、建築工事に関する変更でございますが、資料13-6建築設計配置図をご覧ください。

こちらに示してございます公営住宅の外構部、こちらにつきまして、維持管理を配慮して、敷砂利等増嵩させていただいたものでございます。

行った来たで申しわけありませんが、議案の概要にお戻り願います。

その結果、工事の概要に記しました造成と建築、こちらの合計の変更額は1億2,564万6,660円となります。

続いて、工期でございますが、平成27年4月24日から平成29年3月31日までとなっております。

変更理由につきましては、5.工事の概要で説明させていただいたとおり、数量の取りまとめ、関係機関との協議及び現場の状況に応じた施工方法や数量変更に伴うものでございます。

議決の経緯は、8.議決経緯に記載のとおりでございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今挙げられた工事内容については今からやるんですよね。だとすれば、工期の31日というのは可能なかどうなのかというのをちょっと確認したかったという質疑です。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。今回の変更にあたりまして、この時期での説明というのは数量の取りまとめ等が終わりまして、今回、議会のほうで説明した経緯がございます。また、こちらの内容につきましては、工事着手前に施工業者のほうと協議をいたしまして、事前に設計内容をお互い確認した後に着手して、現場のほう進めているよう

な状況でございます。

そのような形になってございまして、実際、現場のほうが終わった状況の中、このような形で説明させていただいているという経緯がございますが、ご理解をいただければというふうに考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。こういうやり方、前もあって、そして、そういうのは極力というふうな話もあったわけですが、例えば、地区外水路工4,000万円、完璧な変更内容となるかと思うんですが、そして、そのことによって4,000万円という増額の内容となるというものが、終わってからの説明ということではいかがなものか。これまでの経緯も含めて、これまでの経緯もそういうことは極力努力するといったような言葉も、前のときにはあったやに記憶しているわけなんですけど、こういった大きな変更があるとすれば、少なくともそれをする前に説明があってもよかったのかなど。あるいはもしかすると、説明してきたのを私がただその記憶がないということであるということならば、私のほうで反省しなくちゃならないという話になるわけですが、以上のことについて確認します。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今、遠藤議員のほうからご質問があった内容でございますが、ある程度数量が固まった段階で、今回、全員協議会のほうで2回にわたって説明をさせていただいている経緯はございます。ただ、要はその内容が判明した時点とタイムリーな状況かという話にありましては、多少遅れたところはございますが、ある程度数量が固まって、説明できる程度のお金というか費用ですね。そういったところが算出できた時点で、極力皆様に今回、情報を発信しながら変更作業を進めていきたいということで、今回の3市街地の最後の工事でございますが、進めた経緯があるというところもあるので、ご理解いただけたらと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今後、こういう契約の方式といいますか、様式というのは多分なくなるであろうから、今後の問題にはならないかと思いますが、言わせていただければ、こういう発注方式があって取り組まれてきたということでは、非常に混乱してきたと。どの時点で我々が判断して、どの時点で対応してということについては、我々自身も反省しなくちゃならない部分があるかと思いますが、ぼつぼつぼつとされても全体像が見えない中で、その時々判断というのは非常に困難だということを訴えて終わります。

今後、こういう方式をするときには、ないとは思いますが、十分なる説明のもとに、お互い理解を同じ土俵の中で議論できるような中でのやり方を望んで、質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまの水路ですが、幅が1メートル50、高さが1メートル20あるわけですが、両側にフェンスとか、そういうふうなものの計画とか何かというのはあるわけでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらはいわゆる機能補償ということで、もともとあった水路、こちらにつきまして、今回の宮城病院の造成に伴って、実際に整備することによって水量がふえるわけではないんですが、実際に水の流れる量を計算し直した結果、大きくする必要があったということで、既設の水路の機能補償という形での断面増幅という形になっているんですけども、もともとなかったフェンス等を補助事業でつけるのは

難しいということで、今回、現況のまま、実際にもととなかったフェンスですので、増  
嵩設置というのは難しいということで、現況のままでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 27 号平成 26 年度債務負担行為 請 1 号 宮城病院周辺地  
区市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 19. 議案第 28 号、日程第 20. 議案第 29 号、日程第 21. 議案  
第 30 号を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。議案第 28 号から議案第 30 号の土地の取得につ  
いてご説明申し上げます。

議案第 28 号の概要につきましては、配布資料 No. 14 によりご説明いたしますので、  
ご覧ください。

本案件は、用地取得に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得、または処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので、提案するもの  
です。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1. 取得の目的は、町道鷺足花釜線側道整備事業の用地として取得するものです。
2. 所在地は、山元町山寺字稲生 131 番 3 外 36 筆です。
3. 取得面積は 1 万 4 7 4. 46 平方メートルです。
4. 契約金額は、一金 3, 142 万 3, 380 円です。
5. 契約の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社です。

続きまして、議案第 29 号の土地の取得についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料 No. 15 によりご説明いたしますので、ご覧くだ  
さい。

主な項目と内容を説明させていただきます。

1. 取得の目的は、町道合戦原赤坂線側道整備事業の用地として取得するものです。
2. 所在地は、山元町高瀬字赤坂 99 番 3 外 43 筆です。
3. 取得面積は 5, 530. 19 平方メートルです。

4. 契約金額は、一金2,377万9,817円です。

5. 契約の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社です。

続きまして、議案第30号土地の取得についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.16によりご説明いたしますので、ご覧ください。

1. 取得の目的は、町道上平浜原線側道整備事業の用地として取得するものです。

2. 所在地は、山元町坂元字東作15番110外28筆です。

3. 取得面積は6,055.52平方メートルです。

4. 契約金額は、一金1,756万1,008円です。

5. 契約の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社です。

配布資料No.14の別紙の土地評価区分図をご覧ください。

地図の上から議案第28号、中段が議案第29号、下段が議案第30号の用地取得箇所となります。

本件用地取得に当たっては、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、不動産鑑定業者に不動産鑑定を求めて土地単価を算出しております。

上段、議案第28号の箇所につきましては、地目が田んぼと畑地で、1平方メートル当たり3,000円の鑑定評価となっております。中段、議案第29号の箇所につきましては、地目が宅地、田んぼ、畑地となっており、宅地と田畑が混在していることから、1平方メートル当たり4,300円の鑑定評価となっております。下段、議案第30号の箇所につきましては、田んぼとなっており、1平方メートル当たり2,900円の鑑定評価となっております。

以上で、議案第28号から議案第30号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第28号土地の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第29号土地の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これから議案第30号土地の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第22. 委発第1号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。保育所の早期建設についての決議を提案するに当たり、皆さんお手元に配布されております決議案の内容をもって提案するものであります。

内容につきましては、保育所の早期建設についての決議案。平成28年度当初予算計上したにもかかわらず、事業執行が大きく遅れてしまい明許繰越となっている。地域住民の声に応え、若者が定住し、子育てしやすい環境整備をすることにより、「子育てするなら山元町！」実現を図るため、待機児童、隠れ待機児童解消のため、一日でも早い保育所建設を図るべきである。

以上、決議する。

平成29年3月23日山元町議会

保育所の早期建設についての決議、以上の議案を別紙のとおり、山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

山元町議会議長 阿部 均 殿

提出者 総務民生常任委員会委員長 遠藤龍之

---

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいま委員長からご報告ありました内容によりますと、保育所の早期建設、これは私も同意するものでありますが、この中には場所が明示されていないといいますか、地区が明示されていないんですが、例えば極端なことを言いますと、今、定員が足りないということをつばめの杜に追加するということなのか、従来からあった坂元地区に、私は坂元地区につくるべきだという趣旨で捉えているんですが、その確認ということでさせていただきます。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えします。

この件につきましては、ここ2年近く、最近では1年以上、当総務民生常任委員会で議論してきたところであります。

その内容につきましては、もう議会でも何回も取り上げられてきている内容での検討でありました。ということは、増設建設、この中身については地域的には南地域ということ意識した内容のものであります。これは総務民生常任委員会としていろいろ検討した結果、こうした内容にしたということは、地域等については南地域を意識した決議の内容としています。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。南地区ということで、坂元地区にということで念頭に置いてということは確認できました。

コンパクトシティということで、特に山下、坂元、若者定住地、子育てしやすい環境をつくるというコンパクトシティからいくと、山下には保育所ができた、つばめの杜。坂元地区にはスーパーありませんが、道の駅、産直もできるという、一応食品館。お医者さんもある。子育てするという環境からすると、やはり保育所、幼稚園というものがないということで、ぜひ坂元地区ということで、それを念頭に置いたということで理解しました。ぜひ坂元地区ということで検討してほしいと思います。以上です。終わります。

議長（阿部 均君）委員長の答弁は必要ないですね。（「はい」の声あり）  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから委発第 1 号保育所の早期建設についての決議を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。  
委発第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は 1 時 5 0 分といたします。  
午後 1 時 4 0 分 休 憩

---

午後 1 時 5 0 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）日程第 23. 同意第 1 号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第 1 号副町長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、復興正念場となる平成 27 年度から 2 年間にわたり、防災

集団移転の受け皿となる新市街地の整備、JR常磐線の運転再開、山元南スマートインターの実現など、多大なご尽力をいただいた嘉藤俊雄副町長が今月末をもって県に復帰することとなりました。

嘉藤副町長には、市町村の行財政運営を指導監督する県総務部市町村課に三度勤務した経験を踏まえ、本町の山積する諸課題解決と多事多難な行政運営に果敢に取り組み、大きな成果を上げていただきましたこと、心から厚く感謝と御礼を申し上げます。

復帰されるポストは農林水産部食産業振興課長ということで県政の重要ポストの1つですが、どこの部署に異動されましても、常に第二のふるさと山元町を念頭に、大いに敏腕を発揮していただくことを期待しております。

さて、本町の復興はまだ道半ばではありますが、創造的復興の総仕上げに向け、町政運営がハードからソフト面にシフトするこの機会を捉え、これまで6年半余り、3代にわたり県からの割愛人事による副町長職については、地元人材の起用に切りかえたいというふう存じます。

つきましては、この際、町内の諸事情に精通した元町議会議員である齋藤慶治氏が適任と考え、選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

略歴書をご覧いただきたいと思いますが、齋藤氏は昭和31年生まれの60歳、民間企業勤務を経て自営業に転じ、傍ら若くして町議会議員に就任し、平成27年11月まで連続5期当選、その間に産建教育常任委員長を初め、東日本大震災災害対策調査特別委員長、議会選出の監査委員、互理名取共立衛生処理組合議会議長などをご歴任にしております。

長きにわたる町議会議員活動を通じ、町勢発展に貢献されており、温厚誠実にして明朗快活、人望も厚く、町の復興課題に対する豊富な経験と知識を有する方です。何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。それでは、質問を何項目かに分けてお伺いします。

まず最初に、事務職経験のない者が副町長という重要な職が務まるのか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの件につきましては、これまでも山元町の過去を振り返ったときには同様なケースがあるのかなというふうに思いますし、他の自治体におきましても同様なケースがあるというようなことでございまして、十分業務に対応できるというふうに受けとめているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次に、齋藤町長就任後、宮城県から平間副町長、門脇副町長、現在の嘉藤副町長と、非常に素晴らしい副町長を迎えてきましたが、平常時ならともかく震災復興総決算の時期に行政の素人が副町長を務められるのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、これまでの6年間というものはまさに多事多難、多忙を極める大変な業務執行が横たわっておりました。そういう中におきましては、今、青田議員からご紹介ありましたように、やはり、一定の行政経験を積んだ人間、特に県の立場で広く広域行政を俯瞰した立場での人材の力量発揮というのは、大変私も、先ほど

嘉藤副町長への感謝の意を込めて触れたとおりでございます。

そしてまた一方で、この復興予算につきましても、この6年間、震災前の約8倍というふうな膨大な業務量、一般会計予算でございますけれども、平成29年度以降、年々業務量も減っていくと。そしてまた、先ほど提案理由の中でもちょっと触れさせていただきましたように、ハードからソフトと、いわゆるコミュニティーをより重視した形の業務遂行というふうなことになろうかというふうに思いますので、その辺をトータル的に勘案した中で、やはり、そろそろ地元の人材を起用すべきタイミングでなかろうかなというふうに考えたところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次にですね、道合地区の整備に当たり、有志議員からの町長への政策提言について、これまで相当議会が混乱させられ、いまだにその真相が明確に示されていないのであります。

今回の副町長として提案の者は、その混乱を招いた張本人であり、そのような無責任な人物を副町長に据える理由は何か、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。道合地区の問題につきましては、改めて申すまでもないところでございますが、この議会におきまして、二度議案が否決をされて、一定の検討結果を踏まえて三度目の提案でご可決を賜ったという、そういう大きな案件でございますけれども、これは今青田議員からご指摘の部分もありますけれども、それは8人の皆様の総意というふうなことでございますので、今議員のほうから張本人というふうな、そういうふうな言葉もございましたけれども、決してそうではないと思いますので、あくまでも8人の委員の1人ということで、やはり、そういう皆さんがその時々々の復興あるいは安全対策の状況などを勘案した中で、総合的に判断していただいた1つの大きな考えだろうというふうに思っているところでございますので、必ずしも特定の方の問題にはなり得ないのではないかなというふうに思うところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次にですね、副町長の職務や職責は、町長と職員とをつなぐパイプ役であると思いますが、その役割が果たせる人物なのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。やはり、まだまだ復興に向けて総仕上げというふうなタイミング、私、これまでこの2年間はゴールに向けて総仕上げの時期だと、一定のマンパワーも確保しながらというふうなお話を申し上げてきておりますが、そういう中で、齋藤慶治氏は、先ほど提案理由の中でも述べさせていただきましたが、5期20年間にわたる町議会議員として相当程度行政について状況を把握されておるというようなことでございますので、これがそういう形でない形での就任となると、議員ご懸念の部分も結構おありなのかなというふうには思いますけれども、そういうことで、豊富な議員としての経験を持つ立場で、私と職員の円滑な仲立ちが期待できるのではないかなというふうに捉えているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次にですね、行政経験だけではなく、事務職経験がない者が副町長になったとしたら、これまで以上に職員が苦勞するだけではないのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、歴代の県からお越しの副町長も含めまして、少なくとも組織に入れば、その組織のいろいろな意味での組織文化がございますので、そういう部分に状況把握なりなれてもらおうと、一定程度精通するというふうになるまでは、一定の期間、これは誰しも要する部分だろうというふうに思います。あとは本人の努力次第なり、私も含めての幹部職員のカバーによって、相当程度その部分は解消できるので

はなかろうかなというふうに思っているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次にですね、道合地区における無責任な対応も含め、到底職員からの信頼など得られないと思いますが、町長の考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。職員からのというふうなお話がありましたけれども、少なくとも道合の問題につきましては、執行部としては真摯にこの問題に当たってくる中で再構築に再構築を重ねての三度目の議案提出可決というふうなことでございまして、むしろ、今回の道合地区の中層住宅の整備によって、あのおり周辺の環境もすばらしく変わったというふうなことでございます。先ほどの宮城病院の下水道の関係なども、ある面、そういうふうな側面があるというふうなことでございまして、これらについてのいわゆるその事業導入の効果、これについては職員皆さん、そうではないというふうなことを思っている方は1人もいないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次にですね、幾ら町長が政策を掲げても、それを実行に移すのは職員であり、その職員の苦労や多くの派遣職員に対しても納得できる副町長の提案とは思えないのですが、町長の考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども、ある意味同様の内容のお尋ねを頂戴したかと思えますけれども、少なくとも全体としては事業量、予算、これが減少傾向にございますので、いわゆる平常時への1つの大きな過渡期でございますので、そういう中でのご懸念、それは一定程度理解するところでございますけれども、やはり、仕事というのはチーム山元というふうに常々言わせていただいているとおり、みんながそれぞれの持ち味を發揮しながら、1つの大きな成果が上がるんだというようなことを共通理解するというのが、どこの組織でも基本中の基本だと思いますので、多少の業務になれる期間というふうな部分で、一定程度職員の皆様にご負担をおかけするかもしれませんが、少しだけ時間をおかしいただく中で、相当程度の力を發揮していただけるのではないかなというふうに受けとめているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次にですね、公務員の副業について、職員等の一般職が農業などの副業を行う場合は、地方公務員法の適用を受け、町長が認めれば可能とされていますが、町長は副町長等の特別職は、地方自治法により、町から発注を受ける法人の代表者や関係者はなれないと規定されているのではないかと伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の部分については、基本的には議員ご指摘のとおりでございまして、あとはその内容によってですね、町としてどういうふうにそれを裁くかという部分、そしてまた、こういう立場にもし就任されるのであれば、それなりに本人にもいろいろと手続の変更をしてもらう側面があるかなというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。次にですね、提案の者は事業者であり、会社経営者、または法人登記の一員と思われませんが、会社は廃業したのか、廃業せず、仮に経営を家族に譲ったとしても、この条項が当てはまるのではないかと伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。前段申し上げました一般論に置きかえて、今の具体のお話だったというふうに思いますが、先ほどのように、必要な手続、いわゆる法に定める形に抵触しない形の対応措置をとるとというのが基本だろうというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。最後にですね、法の解釈により違反としていても、グレーゾーンにある者を副町長に据えることは、町民に誤解を与え、町政を混乱させるだけだと思

いますが、町長の考えを伺います。以上です。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。最後のほう、3問、いずれも関連しているお尋ねかなというふうに思いますが、先ほど来から申し上げているとおり、抵触する部分があれば、それは早いうちに自制措置が必要だろうというふうに思いますので、そしてまた、こういう部分につきましても、他の自治体等でのケースでもまあある話でもございますので、それは皆さんに疑義を与えないようしっかりとした対応、手続を速やかに行うというふうなことだろうというふうに思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。きょうは人事案件ということで、発言は全然予定していなかったんですが、今の質疑の中で、道合地区整備のことが何べんか、何回かあげられました。それに対する町長の対応といいますか、考え、受けとめということには若干の違和感を抱きました。

そして、先ほどの質疑の中で、その混乱を招いた1人であるということも明確に示された。さっきの質疑の中でですね。

ということから、確認したいんですが、この道合地区の整備、この取り組みについてはどのように評価されているのかをとりあえずお伺いします。

混乱を招いたということの1つの大きな事件だから、私は確認しているんです。先ほどの話がありましたから。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、遠藤議員から混乱というふうな部分もございましたけれども、少なくとも、執行部としてはいろいろと熟慮を重ね、そしてまた努力もし、あるいはあそこの軟弱地盤対策とか工事費増嵩の部分とかいろいろと工夫を重ねる中で、一定の環境条件づくりを整えてきたわけでございますので、それに呼応する形での8人の皆さんの意向というふうな部分もあったということでございますので、決して混乱というふうなことには私は該当しないのではないかなと。むしろ、あそこにああいうふうに整備することによって、相当の環境整備が町の単独費の持ち出しなくして実現したというふうなことでございますので、私はご指摘のような評価には当たらないのではないかなというふうに考えるところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。全くこの事業に対しての受けとめが全く違うと。その8人の政策提言をもって初めて動き出した。そして、その前の部分を今お話しされているんですが、その後に問題が生まれているんですよと、その辺の評価がどうなのかということを確認しているわけです。

まさに、もう3年間も、まだ入っていないんですよ。まだ入っていないんですよ、被災者の皆さんが。本来ならば平成27年3月にはもう入居済みという事業だったんです。今、いみじくもおっしゃいましたが、コストの面、それから早期実現ということがあの政策提言の中では大きな目的に示されていたところなんですよ。その早期実現というのが、この間ももう何回もこの議会の中で取り上げてきて、そしていろいろ確認してきているところなんですよ、あのときが既に平成26年の4月、5月ころですか、2回目、3月議会で二度目の否決をされて、その後を受けていろいろ対策をして、そして、平成26年5月ころに全員協議会で4人の政策提言を示して、そして、4人の方々からの政策提言があったので、提案しますと。その中身についてはほとんど中身が変わっていない中身だったと。まだの問題が示されている、含んでいる内容のものであるということ

から、特別委員会でもたった4人の議員の提言をもって提案するのはいかなるものかということがあって、1週間くらいたって、また今度はそこで8名の署名による政策提言、中身は変わっていないというものが提案され、それをもって提案をします。そして、見事に平成26年の6月議会でそれが通ったと。それからの動きなんですよ。

その政策提言の中身もしっかりどこまで検討してそれを受けとめたのか。あのときは12戸の公募を確認したということで提案してきているんですよ。それが、実際にふたを開けてみれば、6戸しか応募者がいなかったと。そのことによって半年も遅れてしまったと。12月によく再公募して、そして16戸の応募があったということで、今度はその16戸の中身で即復興庁と協議して復興交付金を得て、そして金もできた。さあ、んで出発しましょうと今度言った矢先に、今度は相手から一括発注で、本来ならば鴻池グループが仕事をしなくちゃならないものが、そっちから断られて、それからさらに問題が大きくなった。ちょっと聞こえて集中できないんだけど。

ということからいろいろありますから、こういった経緯についてはもう十分この議会の中で示してきていると。そして、そしてですよ。いまだに入居できずにいるという問題。これは問題でないと。どういうふうに表現するのか。全く問題ないのか。さっき、すばらしい環境のもとですばらしく変わったなんて表現しましたけれども、私は最初の皆さんの気持ちを考えると、決してそんな表現はできないというくらいの問題。そして、その後、いろいろそれから始まって、情報公開審査会の問題等々、これが大きな要因としていろいろな問題があって、そして、そういった問題、一つ一つの問題がいまだに解明、判明されていないという、まだ尾を引いている問題を抱えている。そして、先ほど確認しましたその中心メンバーとなったのが、今回提案されている人物だということなんですが、その辺の評価と受けとめはどのように受けとめますか。そういった問題をつくってきたと、問題の政策提言8人というのは、8人の提言というのは、その問題の根源になっていると。そして、その中心メンバーだったということについてどう受けとめて提案されているのか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、遠藤議員からのお話を頂戴しましたけれども、同じようなやりとりをさせていただく機会が何度かございましたよね。少なくともいろいろございましたけれども、いろいろな積み重ねの中で、この議会でご可決を賜り、多少の時間の、所要時間ですね。これはあったにせよ、大きな問題解決をしてきたというふうなことでございますので、そういうことで、まず全体を理解していただく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

議会で、まだ議決を頂戴していない案件というふうなことであればあれですけども、契約の相手方との関係、それが不調になって県のほうの協力を得て、なるべく時間を短縮する中で、この実現の運びになった、完成の運びを迎えるということでございますので、ぜひ大所高所からのご理解をよろしくお願いを申し上げたいなというふうに思うところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この政策提言を大きく問題にするんですが、いまだにこれは示されていない。8人の一人一人が明確にされていない。それは町長が拒んできた結果なんですが、とあわせて、なぜこのことを問題にするかと言いますと、その政策提言の内容が十分でなかったことによって、今ずっと問題が引きずられてきているということなんです。その問題をつくったのがこの政策提言だと。そして、その政策提言の中心に

なって動いたのが今回提案されている人物だということを、先ほども確認されているところなのですが、そういうところで非常にこれは問題があるということを、いろいろ今後のやりとりというのはまたいろいろ堂々巡りというものになるかと思しますので、私はそういうことを指摘して、非常に問題のある、問題をつくった、それが現在もまだ解決されていない、判明されていない、解明されていない問題だということを指摘して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから同意第1号副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（阿部 均君）ただいまの出席議員数は12名であります。

次に立会人を指名します。

山元町議会会議規則第31条第2項の規定によって、8番大和晴美君及び9番遠藤龍之君を指名します。

---

議長（阿部 均君）投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）配布漏れなしと認めます。

---

議長（阿部 均君）念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は山元町議会会議規則第83条の規定により「否」と見なします。

---

議長（阿部 均君）投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（阿部 均君）異状なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長（渡辺庄寿君）呼び上げます。

1 番 岩 佐 哲 也 君	2 番 渡 邊 千 恵 美 君
3 番 竹 内 和 彦 君	4 番 岩 佐 孝 子 君
5 番 伊 藤 貞 悦 君	6 番 岩 佐 秀 一 君
7 番 菊 地 康 彦 君	8 番 大 和 晴 美 君
9 番 遠 藤 龍 之 君	1 0 番 高 橋 建 夫 君
1 1 番 橋 元 伸 一 君	1 2 番 青 田 和 夫 君

〔点呼により投票した〕

議 長（阿部 均君）投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

---

議 長（阿部 均君）開票を行います。

開票立会人、8番大和晴美君及び9番遠藤龍之君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議 長（阿部 均君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2 票

有効投票 1 2 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 5 票

反対 7 票

以上のとおり、反対が多数です。

---

議 長（阿部 均君）同意第1号副町長の選任につき同意を求めることについては、同意しないことに決定しました。

議 長（阿部 均君）議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

議 長（阿部 均君）日程第24．閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

---

議長（阿部 均君）日程第25．総務民生常任委員会に付託中の議案第4号について、委員会審査期限延期の件を議題とします。

総務民生常任委員会に付託中の議案第4号については、会期中に審査を終了するよう期限をつけましたが、同委員会委員長から山元町議会会議規則第45条第2項の規定によって、平成29年第2回山元町議会定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。

委員長の要求のとおり期限を延期することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第4号の審査期限を委員長の要求のとおり平成29年第2回山元町議会定例会まで延期することに決定しました。

---

---

議長（阿部 均君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回山元町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

午後2時35分 閉 会

---

---